

26年度通常総会議事録

- 1 日 時 平成 26 年 6 月 28 日（土）15 時 30 分～17 時
- 2 場 所 社会福祉法人 東海村社会福祉協議会 東海村ボランティア市民活動センター
「えがお」1 階活動室 2
- 3 出席者数 正会員 12 名、委任状提出 2 名（5 月 31 日時点での正会員数 23 名）
<出席者名>谷口、佐藤（隆）、土屋、寺西、池田、中村、小宮山、服部、清水（和）、
恵利、遠藤、村上（以上、正会員）、佐藤（稔）

4 議長および議事録署名人について

- ・土屋智子が議長として議事進行を行った。
- ・議事録署名人として、中村洋平と佐藤隆雄が議長より指名された。

5 審議事項

- ① 25 年度事業活動報告
- ② 25 年度収支決算報告
- ③ 26 年度事業活動計画
- ④ 26 年度収支予算
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 理事の役割の変更

土屋代表理事が上記審議事項を説明し、全員賛成で議案どおり可決された。主な内容は次の通り。

・⑤項 定款の変更について

当初の組織運営は東京に本部を置き、地方支部とのネットワークを構成する想定であったが、現状の活動拠点が東海村である現状に合わせ、定款に定めた当 N P O 法人の本部を東京から東海村へ変更する。

・⑥項 理事の役割の変更について

現在の体制は代表理事と事務局担当が同一である。組織運営のリスク管理改善のため、代表理事に佐藤隆雄、理事兼事務局長に土屋智子を任命し、次の体制に変更する。

代表理事：佐藤隆雄

副代表理事：中村洋平

理事：谷口武俊、服部成雄、土屋智子（事務局長兼務）

また、当 N P O 法人の活動が、特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号及び同法第 1 2 条第 1 項第 3 号に該当すること確認した。

6. 主な質疑応答

・②項 25 年度収支決算報告 について

Q：収益が無いのになぜ租税公課がかかるのか

土屋：収益にかかわらず、N P O 法人に課せられる固定的な税金（均等割）である。

東京都、茨城県、東海村には収益事業のない N P O に対して、減免措置があるが、国税庁の見解によれば、当 N P O 法人が行っている受託事業は収益事業にあたるため、課税対象法人となる。税負担を軽減するには、収益事業を行わ

ないことが必要。

Q：収益が大きなマイナスとなった原因は何か

土屋：26年度の東海村受託事業において、200万円の前受金を受けているが、これは会計上負債扱いなので、来年3月には清算されて負債は解消する。25年度の収支決算の問題は、研修講師の依頼数が激減し収入が減る中で、福島第二原発見学の広報誌を発行したことにある。しかし、原子力事業所の状況を伝える広報誌の発行は、東海村支部の重要な活動であり、費用をかけてもよいと考えている。数年前に繰越金が100万円を超えて、「蓄財をする団体ではないはず」とのご意見をいただいた。今後も重要な活動には支出をしていきたい。ただし、26年度は多少収益が改善する見込みである。

・③項 26年度事業活動計画

「社会科学の拠点づくりとオープンな議論の場づくり推進業務委託」について

Q：支出見込額の2,700(千円)は減ずることはできるか

土屋：委託事業の調査研究において選考した支援先へ支払う研究支援金が主であり、調査研究の実績により変わる。すでに26年度の採択課題は1件と決定しており、他の活動は見積もりから大きく変化することはないと思われるので、支出は減るだろう。ただし、この受託事業は年度末に村が支出額の確定検査を行った上で支払われるので、儉約した分が収益になるわけではない。

・その他 行政・原子力事業者と地域住民とのリスクコミュニケーション実践支援について

Q：活動状況はどの様か

土屋：例年のおおりに、東海村から受託した住民原子力懇談会が主な活動である。25年度は、石神内宿一区と核燃料サイクル工学研究所、川根区と日本原子力発電株式会社の住民原子力懇談会を実施した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人が次に署名押印する。

平成26年8月6日

代表理事 土屋 智子



副代表理事 佐藤 隆雄



理事 中村 洋平



この写しは議事録の原本と相違ないことを証明する。

平成26年8月6日

名称 特定非営利活動法人 HSEリスク・シーキューブ
東京都世田谷区経堂1-27-9 経堂シティハウス401

代表理事 土屋 智子

